

広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会告示第1号

広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会規程を次のように定める。

令和5年6月13日

広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会委員長 田 邊 誠

広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織（第2条－第5条）
- 第3章 会議（第6条－第7条）
- 第4章 委員長の職務権限（第8条・第9条）
- 第5章 事務局（第10条－第15条）
- 第6章 告示（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定により、広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

（委員長の選挙）

第2条 広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の委員長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第68条、第95条第2項及び法第107条の規定は、前項の委員長の選挙に準用する。

3 委員会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

（委員長の任期）

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

（委員の異動）

第4条 委員長若しくはその職務を代理する委員、委員又は補充員に異動があったときは、委員会は、直ちにその旨並びにその者の氏名を告示しなければならない。

（所属政党等の届出）

第5条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき又はその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

第3章 会議

（委員会の招集）

第6条 委員会の招集は、委員に対する告知により行う。

2 委員は、招集の日時に、指定された場所に参集しなければならない。

3 委員会に出席することのできない事情のある委員は、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

4 委員の改選後最初に行われる委員会の招集は、事務局長が行う。委員長及び委員長の職務を代理する委員がともに事故があるとき又はともに欠けたときもまた同様とする。

(会議録)

第7条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

#### 第4章 委員長の職務権限

(委員長の担当事務)

第8条 委員長は、おおむね次に掲げる事務を担当する。

- (1) 委員会の議決を経べき事件につき議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決事項を執行すること。
- (3) 公印及び公文書類の保存に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員会の庶務に関すること。
- (5) その他法令によりその権限に属する事項

(委員長の専決)

第9条 委員会の権限に属する事項のうちあらかじめ委員会で委員長の専決事項と認められたもの及び軽易なものは、委員長において専決処分することができる。

#### 第5章 事務局

(事務局の設置)

第10条 委員会に関する事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

(事務分掌)

第11条 事務局の事務分掌は、委員長が定める。

(職員の職)

第12条 事務局に事務局長及び次長を置く。

2 前項に規定する職のほか、事務局に主査、主任及び主事を置く。

第13条 事務局長は書記長をもって、次長、主査、主任及び主事は書記をもってあてる。

(事務局長等の職務)

第14条 事務局長は、委員長の命を受け、職員を指揮監督し、事務局に関する事務を掌理する。

- 2 次長は、事務局長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。
- 3 主査は、上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。
- 4 主任は、上司の命を受け事務を掌る。
- 5 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職員の服務)

第 15 条 法令及び前条に規定するものを除くほか、書記の服務に関しては、企業長の事務部局の職員の例による。

#### 第 6 章 告示

(告示の方法)

第 16 条 委員会の告示は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の公報に登載してこれを行う。ただし、急を要する告示は、企業団の掲示場に掲示して行うことができる。

#### 附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 13 日から施行する。